

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)
第1条 この規程は、社会福祉法人 高安福祉会(以下『法人』という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(定 款 等)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。
(1)役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
(2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の額)
第3条 役員及び評議員の報酬等の額は、別表1のとおりとする。

(交通費の額)
第4条 役員会及び評議員会出席の際の交通費については別表2のとおりとする。

(報酬の支給)
第5条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。
2 報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
3 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(支 給 日)
第6条 役員及び評議員の報酬等の支給は、出席の都度支給する。

(費 用)
第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(改 廃)
第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表 1

役 職	支 給 条 件 等	支 給 金 額
理 事	理事会出席の都度	一人一律 5,000円
監 事	理事会出席の都度(監事監査除く)	一人一律 10,000円
評 議 員	評議員会出席の都度	一人一律 15,000円

別表 2

支給条件	金 額
大阪府内に居住地がある場合	支給なし
大阪府外に居住地がある場合	一律 2,000円